

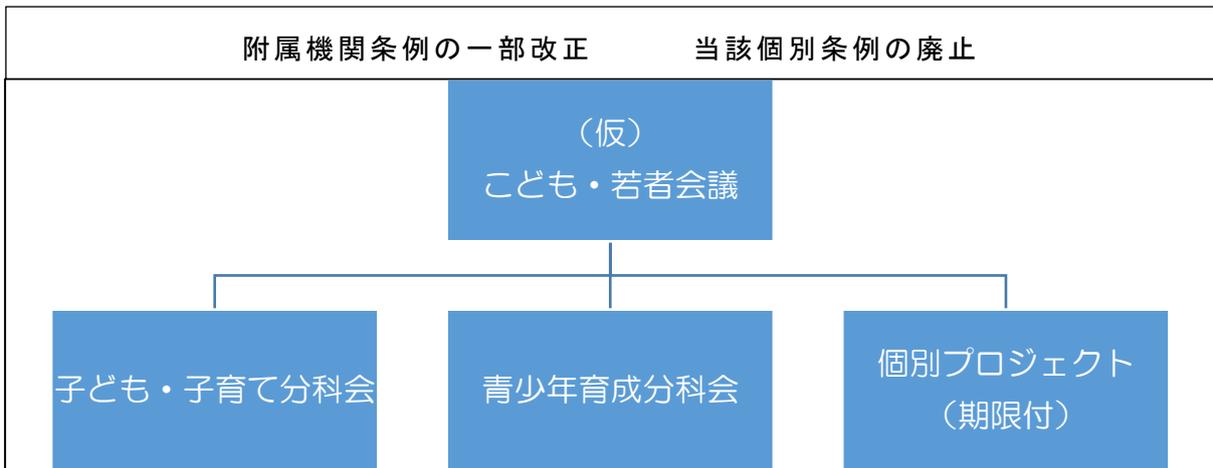
子ども若者部こども・若者関係審議会組織

**1 現在の組織**

附属機関条例設置	個別条例設置
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て会議</li> <li>・【分科会】なし</li> <li>・委員16名（20名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年未来会議</li> <li>・【分科会】育成部会</li> <li>・委員13名（15名）</li> </ul>



**2 再編枠組案**



**3 手続等**

- |             |                              |               |
|-------------|------------------------------|---------------|
| (1) 条例改正    | 附属機関条例改正：名称                  | 単独条例：廃止       |
| (2) 予算措置    | 民生費 ←                        | 教育費（民生費へ）     |
| (3) 増減調整    | 両会議とも経常費で既定分計上、増減を政策費で調整したい。 |               |
| (4) プロジェクト  | 期限付分科会のイメージ                  | 例 こども版Lエール分科会 |
| (5) 位置づけ    | 詳細は規則に組織案を示し、期限付分科会は要綱に設ける。  |               |
| (6) 親会議・分科会 | 全委員兼務か分科会長のみ親会議メンバーとするか。     |               |

## 4 所掌事務の範囲

### (1) 現条例の守備範囲

#### ア 子ども・子育て分科会（子ども・子育て会議）

- ・子ども・子育て支援事業計画に関する必要な事項
- ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する必要な事項
- ・その他、子ども・子育てに関する必要な事項

#### イ 青少年育成分科会（青少年未来会議）

- ・青少年の健全育成に関する総合的施策の樹立及びその推進につき必要な事項
- ・青少年の健全育成に係る関係機関相互の連絡調整に関すること
- ・褒章基金条例施行規則・推薦要綱（青少年善行賞の受賞者選考）
- ・表彰要綱（優良青少年団体、青少年育成功労者等の表彰（主催））

### (2) 根拠法・計画

- ・子どもの**貧困対策**の推進に関する法律に規定する**市町村計画** 子ども子育て
- ・**次世代育成支援対策推進法**に基づく**市町村行動計画** 子ども子育て
- ・子ども・子育て支援法に基づく**子ども・子育て支援事業計画** 子ども子育て
- ・子ども・若者育成支援推進法に規定する**市町村子ども・若者計画** 青少年育成